

京都大学図書館協議会規程

(平成十六年達示第六十八号)

(設置)

第一条 京都大学(以下「本学」という。)に、図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(審議事項)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 附属図書館及び部局の図書館又は図書室若しくは資料室の間における連携及び調整に関する事項
 - 二 その他本学における図書館資料、施設その他の図書館資源の効果的な収集・運用及び整備に関する必要な事項
- 2 前項に規定するもののほか、協議会は、附属図書館長候補者の選考に関する事項を審議するものとする。

(組織)

第三条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- 一 総長が指名する理事 一名
 - 二 附属図書館長
 - 三 附属図書館宇治分館長
 - 四 各研究科(地球環境学堂を含む。)の長又は教授 各一名
 - 五 各研究所の長又は教授 各一名
 - 六 センターの長又は教授 若干名
 - 七 学術情報メディアセンターの長又は教授
 - 八 高等教育研究開発推進機構長又は副機構長
 - 九 附属図書館事務部長
 - 十 その他協議会の議を経て総長が指名する者 若干名
- 2 前項第四号から第八号まで及び第十号の協議員は、総長が委嘱する。この場合において、第四号から第八号までの協議員(第六号にあつては総長が指名するセンターの協議員)は、当該研究科等の長の申出又は推薦に基づき行うものとする。
- 3 第一項第四号から第七号までの協議員の任期は二年、第十号の協議員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第四条 協議会に議長を置き、前条第一項第二号の協議員をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する協議員がその職務を代行する。

(運営)

第五条 協議会は、次の各号に掲げるいずれかの場合に開催するものとする。

- 一 総長の諮問があつたとき。
- 二 協議員二名以上の要求があつたとき。
- 三 議長が必要と認めたととき。

2 協議会は、協議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
4 議長が必要と認めるときは、協議員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(特別委員会)

第六条 専門の事項を審議するため必要があるときは、協議会に特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(協議会に関する事務)

第七条 協議会に関する事務は、附属図書館総務課において処理する。

(その他)

第八条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 京都大学附属図書館商議会規程(昭和二十九年達示第一号)は、廃止する。

3 この規程の施行後最初に委嘱する第三条第一項第四号から第七号までの協議員のうち、総長が指名する協議員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。